

社会活動の公共性に関する考察

—「関係論アプローチ」の観点から—

荻野亮吾*

A Study on the Publicness of Social Activities: From the Viewpoint of “Relational Approach”

Ryogo OGINO

Social activities have been justified by the theory of rights. But with this approach, we can't figure out relationships with others that serve as a basis of rights. I think that we have to reconsider the publicness of social activities built upon relationships with others. Briefly speaking, I'll propose to consider the publicness from the viewpoint of “relational approach”.

We must begin with examining H. Arendt's strict distinction between “the public sphere” and “the social”. By positioning “otherness” in “the public sphere”, she raised her original concept of “action”. But her theory had two questions. First, is it true that “the public sphere” has no connection with “the social”? Second, isn't it necessary to consider the issue on participation in “the public sphere”?

On the first point, I examined the “the politics of need interpretation” raised by N. Fraser. With this concept, we can understand the connection between “the public sphere” and “the social” through uninterrupted discussions about needs. On the second point, I examined A. Sen's concepts of liberty. His concepts implied imagination about others' circumstances.

Through these arguments, we can connect the publicness neither with personal interests nor cooperativity, but with “otherness”.

目次

- I. 研究の背景と目的
- II. 「他者性」への関心—アレントの「公共性」論—
 - A. アレントの「公共性」論
 - B. 「社会」と「公共性」のつながり
- III. 他者への批判と応答—「ニーズ解釈の政治」—
 - A. 「ニーズ解釈の政治」
 - B. ニーズと権利の関係
 - C. ニーズ間の衝突の可能性
- IV. 他者への想像カーセンの「自由」論—
 - A. 潜在能力アプローチ
 - B. 「構成的」自由
- V. 「関係論アプローチ」に基づく社会活動の「公共性」

I. 研究の背景と目的

本論文の目的は、社会活動の「公共性」を「関係論アプローチ」に基づき考察することにある¹⁾。

これまでの社会活動の研究においては、社会活動の「公共性」とは、権利との関係から問われて来た。例えば、似田貝香門は環境問題についての住民運動の「公共性」を「〈必要〉＝絶対条件→『公共性』＝『環境権』の絶対的保護」という点に見出している²⁾、藤岡貞彦は地域教育運動とは、「国民の教育権を守る」ためのものであり、「生活権擁護の住民運動」との関連性を持つことによって「公共的性格」を有するに至ると述べている³⁾。これらの議論では、社会活動の「公共性」とは、人が持つべき権利を前提とした上で、その権利が侵害されている状況において、その状況を改善することを求めて行くことに見出されていたと言える。このようなアプ

*生涯学習基盤経営コース 博士課程

ローチは社会活動の「公共性」に対する「権利論アプローチ」と総称することができる。

しかし、このような「権利論アプローチ」は大きな問題を2つ抱えている。第1に、権利を権利主体が所有するものとして想定し、権利そのものが社会的な合意の産物であるということ、つまり権利は所与のものではなく、他者との関係の中で社会的に構成されるものであることを見落としていることである。「公共性」を証明するためには、私的な利害関係や、集団的な利害関係を越えて、他者を説得しうるような普遍的な理由が存在することを証明することが必要になるが、「権利であるから」という理由は循環論法に陥っており、十分な説明の理由たり得ない。第2に、このアプローチでは、他者の存在は自らの自由を制約する障害物として描かれるか、自らの価値観に同化・包摂されるべき客体として描かれ、自由の存立のための不可欠な存在として他者が位置付けられていない⁴⁾。つまり、これまでの「権利論アプローチ」においては、他者との関係が「公共性」の中に位置付けられてこなかったという問題があると言える。

そこで本論文では、社会活動の過程で不可避に取り結ばれる他者との関係に注目し、「関係論アプローチ」の観点から社会活動の「公共性」の一端を明らかとすることとする。このアプローチでは、社会活動の「公共性」は、他者の存在を前提としつつ、他者との批判的応答や葛藤・対立を経た過程の中に描かれるものとなる。

このアプローチの妥当性を検証するために、以下の各章では、「関係論アプローチ」に関わる課題を「他者との関係」という軸から検討していく。IIでは、他者への「現れ」と他者の「複数性」のパスpekティブに、つまり他者の「他者性」に「公共性」の基盤を見出すH.アレントの議論を取り上げ、その視点の重要性と課題を指摘する。次に、IIIでは、アレントの問題提起を受け、他者への批判と応答の関係について、ニーズと「公共性」の関係という観点から検討する。さらにIVでは、アレントが見逃している「政治」への「参加」の課題について、A.センの「自由」論を取りあげることで、他者への想像力を媒介にして、「共同性」から「公共性」への架橋がなされる可能性について論じる。最後にVでは、「他者性」や他者への批判的応答、及び他者への想像力という「関係論アプローチ」の要点をまとめた上で、今後の研究課題について述べる。

II. 「他者性」への関心—アレントの「公共性」論—

A. アレントの「公共性」論

アレントの「公共性」は、2つの次元によって構成されている。その1つは、「現れの空間」であり、もう1

つは「共通世界」である。まず、「現れの空間」について、アレントは、「公共的に現れるあらゆるものは各人によって見られ、聞かれるということ、したがって、最も広範な公開性 (publicity) をもっているということの意味」し、「私たちにとっては、現れ—私たちのみならず他者にとっても見られ、聞かれるもの—がリアリティを構成している」ことを指摘する⁵⁾。この「現れの空間」は、「人々が言論と活動の様式をもって共生しているところでは必ず生まれ」⁶⁾、人々が他者の前で行為や言論を営む限り存続するものであるとされる。このような「現れの空間」は「他人と取り替えることのできない真実の自分を示しうる唯一の場所」であり⁷⁾、ここでは、人々が「何 (what)」であるかではなく、「誰 (who)」であるかという点から存在が確認される。自分と他者は共約不能な存在として処遇され、他者は自分の「現れ」のために不可欠な存在として位置付けられるのである。

一方、「共通世界」という意味での「公共性」について、アレントは以下のように述べている。

公共性のリアリティは、数知れないパースpekティブとアスペクトが同時に存在することにかかっている。そうしたパースpekティブとアスペクトのうちに共通世界は提示されるのであり、それらに対して共通尺度や共通分母を案出することはできない。この公共的領域のリアリティは、あらゆるニーズを充足する共通分母としての貨幣をその唯一の基礎とする「客観性」とは異なっている。というのも、共通世界は、あらゆる人びとが会おう共通の場所であるが、そこに姿を見せる人びとはそこで異なった場所を占めているからである。2つの物体が同一の場所を占めえないように、ある人の立場が他者の立場に一致することはない。他者によって見られ、聞かれるということが意義を持つのは、あらゆる人びとが異なった立場から見聞きしているという事実のゆえである。ここにこそ、公共的な生活の意味がある。⁸⁾

アレントは「複数性」のパスpekティブを「公共性」の観点から擁護する。人々が生まれることによって「世界」に新たなパースpekティブが持ち込まれ、絶えず「世界」が更新される可能性がある一方で、「世界」への関心の喪失は人々の「間にある (in-between)」空間を消失させることになる。つまり、他者の存在は「複数性」の擁護のために肯定されていくこととなる⁹⁾。

つまり、アレントの「公共性」論にとって、他者とは二重の意味で重要な存在である。1つは、自らの「現れ」のために他者の存在が不可欠であるという点であり、も

う1つは「複数性」のパースペクティブを維持していくためにあらゆる他者の存在が肯定されるという点である。つまり他者は自分と同じでないからこそ重要な存在なのであり、他者はその「他者性」ゆえに尊重されることとなる。このような「他者性」への関心は、社会活動の「公共性」についての「関係論アプローチ」の基盤となるものであると考えられる。

しかし、ここで注意すべきなのは、アレントが「社会 (the social)」を「公共性」と別の次元に位置付け、「社会」を他者の「他者性」を否定するものとして捉えた点である。アレントは、近代を「社会」の広がりという点から把握し、「今や、社会は、一定の共同体の成員をすべて、平等に、かつ平等の力で、包容し、統制するに至っている」と述べる¹⁰⁾。アレントのいう「社会」とは、「ただ生命の維持のためにのみ存在する相互依存の事実が公的な重要性を帯び、ただ生存にのみ結びついた活動力が公共的領域に現れるのを許されている形式」のことを指し¹¹⁾、「社会」の中では、「活動 (action)」の存在する余地はなく、「それぞれの成員にある種の行動を期待し、無数の多様な規制を押しつけ」、「これらの規則はすべてその成員を『正常化』し、彼らを行動させ、自発的な活動や際立った成果を排除する傾向をもつ」ことが指摘される¹²⁾。アレントにとって、このような「必要＝必然性 (necessity)」の広がり、人間の「複数性」を否定するものとして捉えられ、「社会」の広がりに対して「公共性」を守り、「画一主義」の進展に対して人間の「複数性」を担保していくことこそ重要とされた。

このようなアレントの認識は、自由についての議論に明確に表れている。アレントによれば「解放 (liberty)」と「自由 (freedom)」という2つの自由の意味は大きく異なることとされる。「解放」とは「欠乏と恐怖からの自由」¹³⁾、つまり「必然性の軛からの解放」を指し¹⁴⁾、社会経済的な価値を示す。一方で、「自由」とは、「たんなる解放に加えて、同じ状態にいる他者と共にあることを必要とし、さらに、他者と出会うための共通の公共的領域、いいかえれば、自由人誰もが言葉と行いによって立ち現れうる政治的に組織された世界を必要とする」ものである¹⁵⁾。このような「自由」は、「政治に固有の〈間の領域〉でのみ存在」し¹⁶⁾、「自由であることと活動することとは同一の事柄」であるとされる¹⁷⁾。つまり、「自由」は、「解放」とは異なり「公共性」の次元に位置づけられる概念である。

また、「意見 (interest)」と「利益 (opinion)」が全く異なる現象であることも指摘される。「利益」は集団のものであるのに対し、「意見」は個人のものであり、「利益」は代表され得るが、「意見」は各人に固有のもの

される¹⁸⁾。「社会」の中で重要なものであり共約可能な価値である「利益」と、人びとの「複数性」を担保し共約不能な価値を示す「意見」とが明確に区別されるのである。

アレントは、「政治的な生が生命を超えたところで生きられるのではなく、生命が政治の主題となる時代」である近代に対して批判的認識を有し¹⁹⁾、生の「必要＝必然性」を「公共性」の次元から排除するべきものとして考えたのである。アレントの「公共性」論においては、社会活動といった概念自体が存在せず、「活動」は「社会」ではなく「公共性」の次元において営まれるものと考えられていたことに留意する必要がある。

B. 「社会」と「公共性」のつながり

このようなアレントの「公共性」の捉え方は、他者の「他者性」を肯定し必要とする点で、「関係論アプローチ」の基盤となる。しかし一方で、2つの課題を有している。

第1の課題は、アレントにおいては、「公共性」の次元において営まれる他者との相互的な関係と、「社会」で営まれる様々な行為は別のものとして捉えられていることである。この「社会」と「公共性」を別の次元に位置付ける思考の妥当性が問われなくてはならない。これについては、2つの批判が存在する。

一方に、生の多様性に基づく批判が存在する。これについて、市野川容孝は『人間の複数性』を開くためには、まさに政治的なものによって、民主主義によって、生命そのものを多様なものたらしめねばならないと述べ²⁰⁾、「政治」によって「社会」の内実を多様化していくという方向性を提示する。このような認識は、現代の排除の問題は「社会」の過剰な広がりによって説明されるのではなく、「社会」の後退を示すのではないかという視点に基づく²¹⁾。ここではアレントの議論は、「身体 (生命)」と「言説」の不可分なつながりを明らかにする議論として引き取られることとなる²²⁾。

他方で、「社会」と「公共性」との間の異なる関係性を問う批判も存在する。齋藤純一が、「アレントが自然なものとして描いた生の位相にも政治が存在すること、したがって、彼女が公共性の領域としては描かなかった次元にも別種の公共性が成立すること」を指摘するように²³⁾、またN.フレイザーが「社会」を「画一化」を押し進める場としてだけでなく、「多価的で論争的」な場として捉え返す必要があると述べているように²⁴⁾、「社会」の中に「公共性」が形成される可能性を探るアプローチである。アレントのように、「社会」を「公共性」と切り離してしまうことで、社会活動の中で他者との関係が取り結ばれたとしても、そこに「公共性」を見出す可

能性がなくなってしまうことが問題なのである。社会活動の中で、他者の前に「現れ」、他者の異なるパースペクティブに触れるのであれば、たとえ活動の契機が「社会」の次元に位置する利害やニーズであったとしても、そこに「公共性」形成の契機を見出すことが可能なのではないかと考えられる。この他者への批判と応答の関係について、ニーズと「公共性」の関係に焦点化しながらⅢで詳述する。

第2の課題は、「政治」への「参加」の問題である。これはアレントの「政治からの自由」についての議論と密接な関係がある。アレントは、「ポジティブな自由 (freedom)」から区別される「ネガティブな自由 (liberty)」のうちの「政治からの自由」を肯定的に記述しており²⁵⁾、「政治」への「参加」については、強制するべきものではないと考えていた。また、「政治」で必要とされる能力も、「公共的領域での討論の訓練を通して、後天的に形成」されるものと考えられていたと判断され²⁶⁾、「政治」への「参加」について働きかけを行うことは特に重視されていなかったと考えられる²⁷⁾。

しかし、「政治」への「参加」については、経済的・社会的な状況が「政治への自由」を規定しているという点を見逃すことはできない。いくら「公共性」の次元において他者との相互関係に基づいた言論や「活動」が営まれるとしても、そこに「参加」できる人が一部に限られているのであれば、それは本当に他者への関心を継続させ、「他者性」を尊重していくことと言えるのだろうか。それは「公共性」の次元を縮減させてしまうのではないだろうか。これはアレントの「公共性」論を「関係論アプローチ」として引き取ろうとする本論文にとっても重要な課題である。この「参加」を巡る問題についてはⅣで詳述する。

Ⅲ. 他者への批判と応答—「ニーズ解釈の政治」—

A. 「ニーズ解釈の政治」

重要なのは、アレントのように「社会」の次元に位置する利害やニーズといったものを全て必然的なものとして「公共性」の次元から排除するのではなく、「社会」と「公共性」の次元の関係を、他者への批判と応答という観点から問い返すことにありと考える。

例えば、ニーズについて考えてみると、ニーズが「ある主体にとって何らかの望ましい状態を想定することができる」という状態にある²⁸⁾、何らかの望ましい状態の判断、そしてその状態に比べて何が欠けている状態にあるという判断は必然的に定まるものではなく、他者への批判や応答の結果定まって行くものである。

そこには他者との不断な関係が想定されるのである。

フレイザーは、このような他者との批判と応答の関係を「ニーズ解釈の政治 (the politics of need interpretation)」として概念化した。フレイザーは、ニーズを巡って言説を用いた解釈の政治が展開されることを指摘し、欲求の分配としての政治ではなくニーズの解釈についての政治を焦点づけることが重要であるとした。この政治ではニーズそのものではなく、「ニーズについての言説」が重要とされる²⁹⁾。フレイザーによればこれまでの欲求の分配の議論の問題点は、第1にニーズを所与のものとして見なし議論の対象としない点に、第2に誰がどのような観点からニーズを解釈するかを問題としない点に、第3に多数派によって形成された言説を正当なものとする点に、第4にニーズ解釈の過程の社会的・制度的過程を問題としない点に求められる³⁰⁾。これに対し、「ニーズ解釈の政治」の目的は、政治的、経済的、家族的な領域の間の境界線を移動させることにあり、ニーズを「政治化」する言説と、「脱政治化」しようとする言説の抗争のプロセスこそが重要であるとされる。アレントと異なるのは、「社会」を、画一化を推し進める場としてではなく、ニーズを巡る他者との批判と応答の場として捉え、「社会」を起点にした「公共性」の出現の可能性を示唆している点にある。

以降、このフレイザーの「ニーズ解釈の政治」に内在する課題を2つの局面に分けて考えることとする。1つはニーズの権利への翻訳という局面であり、もう1つはそれぞれのニーズの間の優劣の判断や調整という局面である³¹⁾。それぞれの局面で他者との批判と応答が持つ意味を見ることが目的である。

B. ニーズと権利の関係

まずニーズの権利への翻訳という局面について考える。ここで重要なのは権利とニーズを排他的なものとして捉えないことである。権利とは、「対立する当事者が共に熟議するための手助けとなる共通の枠組み、共通の参照点をつくりだす」ものであると考えるならば³²⁾、権利とは他者と議論するための暫定的な合意点として捉えられる。さらに、権利そのものを「関係論的」に捉えるならば³³⁾、権利が生み出される過程、人びとの間の合意や葛藤の過程に焦点が当てられることになる。つまり、「ニーズ解釈の政治」においては、これまで権利とされてこなかったニーズが権利に翻訳されたり、ニーズと権利の境界線が問い直されたりすることを通じて、ニーズと権利との関係が断絶的なものではなく連続的なものとして捉えられることになる。

さらに、ニーズと権利の関係を考える上で重要なことは、ニーズの中には権利に翻訳しにくい(できない)ニーズが存在することである。例えば、このようなニーズとして、尊敬や友情、愛情についてのニーズが挙げられる。このようなニーズが満たされるためには他者の承認を必要とするが、他者にこの承認を強制することはできない。そのようなことをしても決してニーズは満たされないからである。

このような権利に翻訳しえない(が他者との関係を必要とする)ニーズの存在を指摘したのはM.イグナティエフである。イグナティエフは、「権利の話法」ではなく「ニーズの話法」を採用すべき理由について、「ニーズについて語ることによって、また権利要求に応えるだけでは満たされないようなケアと配慮をもとめる人びとのニーズを明らかにすることが可能になる」ことを挙げる³⁴⁾。もちろん、イグナティエフはこれまで福祉国家のシステムの中で、「見知らぬ人(strangers)」への無関心が維持されつつも、直接的にはなく間接的な資源の再分配によって、ニーズがある程度満たされてきたことを認める³⁵⁾。このシステムは、齋藤純一によれば、「非人称の連帯のシステム」や「セキュリティ・ユニット」と³⁶⁾、武川正吾によれば、再分配の諸制度が前提とする構成員間の「連帯」と、諸規制を通じた「承認ないし相互承認」として捉えられている³⁷⁾。つまり、見知らぬ人同士の「連帯」を基盤として、設定された権利に基づき「再分配」を行われてきたシステムが福祉国家なのである。

ここで問題は、福祉国家によって認定される衣食住などの基本的な権利は、人びとが必要としているニーズを全て表すものではないということである。これについて、イグナティエフは、「政治的および社会的権利の言語によって特定されるニーズとそうではないニーズとの区別」の重要性を述べる³⁸⁾。「わたしたちは権利を保有する生き物より以上の存在であって、人格には権利よりもっと尊重されて然るべきものがある」のであり、「友情、愛情、帰属感、尊厳、そして尊敬の念、これらが権利のひとつとして数え入れられないからこそ、わたしたちはそれをニーズとして特定すべき」であるとされる³⁹⁾。ここでイグナティエフは、権利では汲み取れないニーズの存在、そして権利には翻訳できないニーズの存在を指摘し、それが権利と認定されないにしても他者から不断に応答がなされるべき価値を持っていることを指摘しているのである。権利が設定されることで他者のニーズが満たされたと考えて他者への関心を失うのではなく、自分と異なるニーズを持つ他者への関心を常に持ち続けることができるかどうかがこの鍵となる。

C. ニーズ間の衝突の可能性

一方で、イグナティエフが「他のニーズをある程度犠牲にしなければ充足されえないようにいくつかのニーズが存在する」ことを指摘していることも注目に値する⁴⁰⁾。これは、ニーズの間の衝突の可能性を示すものであり、「ニーズ解釈の政治」のもう1つの局面を構成するものである。この問題は、フレイザーの「承認と再分配のジレンマ」という議論に典型的に示されている。

フレイザーは「今日の正義は再分配と承認の両方を必要として」おり、「文化的承認と社会的平等が相互に傷つけ合うのではなく支え合うようにする形で概念化する方法を探ること」を提案する⁴¹⁾。そして、フレイザーは、「社会の政治経済的な構造に根ざしている経済的不公正」と、「文化的あるいは象徴的な」不公正の2つの不公正が、現実には密接な関連を有することを認めながらも、分析にあたってこの2つを区別することを提案する⁴²⁾。同時に、前者に対する対処方法である「再分配」と、後者に対する対処方法である「承認」の峻別が必要であると述べる⁴³⁾。なぜなら、「再分配」が個々の集団の同定を基盤として行われるものであるのに対して、「承認」は集団の脱差異化を促進するという関係にあり、この間には「承認と再分配のジレンマ」が見られるからである⁴⁴⁾。

フレイザーは、I.M.ヤングの「抑圧」の定義の中にも、このジレンマを見出す。ヤングは「抑圧」を「ある人々が、社会的に認められた設定の中で、十分に広範なスキルを学び、それを用いることを妨げる制度的なプロセス、もしくは他の人々とプレーし、コミュニケーションする、あるいは、社会生活の中で他者が聞き取ることができる文脈で自らの感情やパースペクティブが表現できる能力を抑圧する制度的プロセスの内にある」ものと定義する⁴⁵⁾。ヤングは、分配という観点からではなく「抑圧と支配の除去」という観点から正義を把握すべきことを提唱し、諸集団の異質性を肯定し、その意見を尊重する「差異の政治」を主張する。これに対し、フレイザーは、「再分配」と「承認」の問題を「差異の政治」という1つの枠組みで捉えようとしたヤングの試みは成功していないことを指摘する。なぜなら、「抑圧」の文化的側面は、抑圧された人々が十分な評価を受けられないという「過小評価」の問題であるのに対し、政治経済的側面は抑圧された人々が自らの能力を増大させていく機会に苦しんでいるという「未開発」の問題であり、「これら2つの抑圧理解は、明らかに互いに緊張関係にある」からである⁴⁶⁾。また、ヤングの定義する5種類の抑圧—「搾取」、「マージナル化」、「無

力さ]、「文化帝国主義」、「暴力」⁴⁷⁾—も結局は「経済的に根ざした抑圧」と「文化的に根ざした抑圧」に分けられ、両者は「互いに緊張関係にあり、前者が後者と干渉し合っている」とされる⁴⁸⁾。つまり、ヤングの「差異の政治」も実際には「承認」だけでなく「再分配」の問題をも対象としており、「承認と再分配のジレンマ」を回避できていないとされる。

一方、ヤングは、このフレイザーの二分法的な枠組みを批判する。ヤングは、「承認と再分配のジレンマ」への適切な対処法は、「政治経済的な問題を承認的な問題とつなぎ直すこと」であり、「政治経済と文化、もしくは再分配と承認を対立させることによって、社会の現実や政治問題の複数性、複雑性を歪曲してしまうことになる」ことを懸念している。ヤングによれば、確かに「承認」を要求する集団の中には「再分配」の問題を無視する集団があることも事実であるが、実際の様々な活動は経済的正義や社会的平等の手段として機能しており、フレイザーは一部の事実を誇張し過ぎているとされる⁴⁹⁾。つまり、フレイザーが理論的に「再分配」と「承認」の問題を対置することで、問題の解決の筋道を模索しているのに対して、ヤングは現実の社会活動に即してその問題の一元的な把握を目指そうとしていると言える。

以上のようなフレイザーとヤングの論争は、「承認」と「再分配」という他者への批判と応答を要する2つの社会活動の間に深刻な対立が存在することを鋭く指摘したものである。「ニーズ解釈の政治」では合意の可能性を予定調和的に想定することはできず、集団の同質性と異質性の緊張関係とも関わって、かえって人びとの間の対立や葛藤が激化する可能性が含まれているのである。しかし、このような対立や葛藤は避けられるべき問題ではなく、ニーズや権利を巡る自身の価値観が揺るがされつつ、他者との間に相互に批判と応答が不断に繰り返されて行く過程に「公共性」への可能性が開かれていると考えられる。

IV. 他者への創造力—センの「自由」論—

A. 潜在能力アプローチ

Ⅱで述べたように、アレントの「公共性」論には、社会活動に「参加」するためにそれぞれの人に与えられている「言説的な資源」や「解釈とコミュニケーションのための社会文化的な手段」⁵⁰⁾が平等ではないという課題が残っていた。次にこの課題について検討する。

この課題は、「適応的選好形成 (adaptive preference formation)」の問題と密接に関わる。これはJ.エルスターなどによって提起された問題であり、人びとの選好が環境に応じて形成されるという問題を指す⁵¹⁾。例えば

劣悪な環境に人が置かれると、主体性が低下し、環境に合わせて自分の選好を低い方に移動させることで満足感を得てしまうといった問題である。

この「適応的選好形成」の問題は、人びとの効用をもとに分配を行うことを志向する「厚生主義」批判の文脈で提起されたものであるが⁵²⁾、それだけでなく、本来持っていたはずの切実な選好が環境に合わせて低下することにより、社会活動に積極的に参加して生活環境改善の要求を行うべき人が、「参加」しにくく（できなく）なるというジレンマを良く表すものでもある。

この問題の解決のために提起されたのが、A.センの「潜在能力 (capability)」アプローチである。センは、従来のニーズに関する3つの代表的なアプローチを批判する⁵³⁾。第1に功利主義のアプローチでは、総効用の集計値に注目し分配の問題を解決できないこと、効用関数という考え方は人間の多様性や差異を無視していること、「適応的選好形成」の問題を解決できないことが問題であるとされる。第2に「厚生主義」のアプローチは、分配の量や人数の問題について関心を向けないことが問題であるとされる。第3に基本財の分配を中心とするJ.ロールズらのアプローチも、財を実際の福祉へと転換する能力に個人差があることを看過していることが問題とされる。これらのアプローチのように「基本材と効用についての情報を用いるだけでは、ニーズの概念にさえ適切な適用範囲を指示することができない」とされる⁵⁴⁾。

これら3つのアプローチに欠けているのが「基本的潜在能力 (basic capabilities) —一人がある基本的な事柄をなしうるということ—についての何らかの観念」であるとされる⁵⁵⁾。このような能力は例えば、「身体を動かして移動する能力」や「栄養補給の必要量を摂取する能力」、「衣服を身にまとい雨風をしのぐための手段を入手する能力」、さらに「共同体の社会生活に参加する権能」のことなどを指す。

さらにセンは「潜在能力」と「機能 (functioning)」の関係を論じる。個人の福祉を、「その人の生活の質、いわば『生活の良さ』」として把握するセンは、生活を「相互に関連した『機能』(ある状態になったり、何かをすること)の集合」として見なす。そしてこの「機能」の概念と密接な関係を持つとされるのが「潜在能力」である。これは「人が行うことのできる様々な機能の組み合わせ」のことを表し、従って「潜在能力」とは『様々なタイプの生活を送る』という個人の自由を反映した機能のベクトルの集合」として定義され⁵⁶⁾、「形式的自由」ではなく「実質的自由」を表すとされる⁵⁷⁾。

このようなセンの「潜在能力」アプローチは、「自由」

の概念を、基本財の量や各人の効用という観点からではなく、各人の「実質的な自由」の拡大という点、つまり「生き方の幅」⁵⁸⁾という観点から再定義したことに大きな意義がある。

B. 「構成的」自由

しかし、本当に、センの「潜在能力」のアプローチにおいて、社会活動に参加するための資源が確保されるのだろうか。この点についてはさらにセンの「構成的」自由の考え方を見ることが必要となる。

センは「福祉」と「潜在能力」の関係を2通りに捉えている⁵⁹⁾。一方で『「潜在能力」は『福祉を達成するための自由（あるいは機会）』であるということであり、他方で『「達成された成果」を『潜在能力』に直接結びつける』ことである。後者の観点からは、選択の機会が増すこと自体が人びとの生活を豊かにし、福祉の増進に直接貢献することに「潜在能力」の意義が見出されるのだが、問題は前者の手段的な自由が何を指すのかということである。これについてセンが提示しているのが「構成的」自由という考え方である。センは自由の持つ役割を、「潜在能力」に関連し人間生活にとって持つ「直接的な重要性」、政治的な主張の表明や支持に果たす「道具としての役割」、そして「ニーズの概念化」に果たす「構成的な役割」の3つに分けている⁶⁰⁾。このうち自由の「構成的な役割」は以下のように説明される。

ニーズについての私たちの考え方は、いくつかの剥奪状態が防ぐことのできる性質を有していたのではないかという私たちの思いと、そのために何ができるかについての私たちの理解とに結びついている。こういった理解や信念を形成するにあたっては、公共的な討論が決定的な役割を果たしている。したがって、表現の自由や討論の自由といったものを含む政治的な権利は、経済的ニーズに対する政治的応答を引き出す上で枢要であるだけでなく、経済的ニーズそれ自体の概念化にとっても中心的なのである。⁶¹⁾

つまり、「構成的」自由とは、社会活動に参加するための資源となるような政治的権利・政治的自由のことを指す⁶²⁾。このことから「構成的」自由は「潜在能力」のうちに含まれると考えられる。

しかしここでさらに注目すべきことは、センは自由を、「福祉 (well-being)」と「エージェンシー (agency)」という2つの観点からも説明し、自由の概念をより広く捉えていることである。センの「エージェンシー」という概念は「人は自分自身の福祉の追求以

外の目標や価値を持つことができる」ことを説明したものである⁶³⁾。ここで「エージェンシーとしての自由」とは「ある個人が価値を認めるものを達成するための自由」のことを、「福祉のための自由」とは潜在能力の集合として捉えられるものを指す。また「エージェンシーとしての達成」とは「その人が追求する理由があると考えられる目標や価値ならば、それがその人自身の福祉に直接結びついているかどうかに関わらず、それを実現していくこと」を指し、「自分自身の福祉の達成」とは区別される⁶⁴⁾。このような論点はすでに「社会的コミットメント」の議論の中にも見られるものであるが⁶⁵⁾、この概念を主張する意義は「人間が合理的経済人であることを意識しつつも、同時に経済合理性を越えようとするところに人間の自発性や主体性を見出そうとする点」にあるとされる⁶⁶⁾。

そして、センは「エージェンシー」という概念と「福祉」という概念は対立する可能性があることを指摘する。

「エージェンシーとしての自由」を推進すること（例えば、自分が推進したいと考える目標を推進する能力が高まること）が、福祉のための自由を減らすこと（それに対応して、福祉の達成度が落ちること）につながるかもしれない。エージェンシーと福祉の区別が重要であるのは、まさにそういった対立のためなのである。⁶⁷⁾

では前述した「構成的」自由は、「福祉のための自由」として捉えるべきなのか、それとも「エージェンシーとしての自由」として捉えるべきなのか、つまり、自らの福祉を増進するために社会活動に参加することを担保する自由として捉えるべきなのか、それとも自らの福祉の増進を越えた目的を達成するために、社会活動に参加していく自由と考えるべきなのかが問題となる。

セン自身は、「エージェンシー」と「福祉」は密接に関係すると述べている。なぜなら、「自分自身の『福祉を達成するための自由』を実際に行使するか否かは、その人自身のエージェンシーとしての目的に依存している」からである⁶⁸⁾。桂木隆夫の言葉を借りれば、「エージェンシー」の概念とは、「人間が悔いのない自分なりに善き生を自発的に選択する際の主体性を意味」し、「この主体性は、自分の福利の考慮とは一応区別されるとはいえ、それとの密接な連関の中で発揮されるもの」であり⁶⁹⁾、「福祉のための自由」と「エージェンシーとしての自由」は究極的には一致するものと考えられる。つまり「構成的」自由は「福祉のための自由」と「エージェ

ンシーとしての自由」の両方に含まれ、2つの自由を架橋する自由として捉えられる。

この2つの自由の関係は、社会活動の「公共性」に対する捉え方にも大きく関わる。社会活動の「公共性」を、各人による利害やニーズの主張と、それへの批判と応答という点から考えるならば、「構成的」自由とは「福祉のための自由」のみを示すものとなる。つまり社会活動への参加を保証する政治的権利・政治的自由としてこの自由は捉えられる。一方「構成的」自由に、「エージェンシーとしての自由」を、つまり自らの福祉を越えた目的を追求する自由を読み込むことも可能である。この時、社会活動の「公共性」とは、利害やニーズを主張する他者への批判と応答のみに求められるだけではなく、利害やニーズを越えた部分、つまり他者の状況に想像力を働かせることに、そして自分の利害を度外視した判断や行動を行うことにも拡張されることになる⁷⁰⁾。この想像力が、同じ集団に属しない他者の状況へと向けられることになれば、「共同性」を超えた普遍的な「公共性」への可能性が開かれる。そして、このことによって「参加」の問題を見落としていたアレントの「公共性」論が補われ、「政治」と「自由」の課題の解決の方向性が示されることになると考えられる。

V. 「関係論アプローチ」に基づく社会活動の「公共性」

ここまで、社会活動の「公共性」をさまざまな観点から論じて来た。まず、従来の「権利論アプローチ」においては社会活動の「公共性」が権利の実現という点に見出され、他者との関係が捨象されてきたことが問題であり、他者との関係を含んだ「公共性」へのアプローチ（「関係論アプローチ」）が必要であることを指摘した（I）。次に、「関係論アプローチ」の根底をなす考え方として、「社会」と「公共性」の次元を明確に分ち、他者の「他者性」を基盤とすることによって「公共性」が成立することを指摘したアレントの議論を取りあげた。しかし、アレントの議論には、①「社会」の中から立ち上がって来る別種の「公共性」の存在を捨象してしまうこと、②「公共性」の次元への「参加」が社会経済的に規定されていることを見逃していることという2つの課題が存在していた（II）。そこで次に、①についてフレイザーの「ニーズ解釈の政治」を取りあげ、権利とニーズの翻訳の局面や、ニーズ間の衝突の調整の局面において、他者との間に不断の批判と応答がなされ、自らの価値観が見直される過程に、アレントの考える「公共性」とのつながりを見出すことが可能であることを指摘した（III）。さらに②の「公共性」の次元への「参加」を巡っては「適応的選好形成」の問題を取り上げた上で、

その解決のためにセンの「潜在能力」アプローチと「構成的」自由という考え方を概観し、センの「自由」論に他者への想像力という契機を見出し、ここにアレントの「公共性」論を補完し、「共同性」と「公共性」を架橋する可能性が示されていることを論じた（IV）。

このように見て来ると、本論文では試論的ながら、社会活動の「公共性」を、自らの権利や、利害やニーズの主張という観点からではなく、他者との関係性の中で捉え返して行く可能性が示せたのではないかと考えられる。本論文で明らかになった社会活動の「関係論アプローチ」の要点は以下のようにまとめられる。まず、社会活動の中で他者との関係を取り結ぶことは、他者の「他者性」に触れるという意味で「公共性」の基盤として位置付けられる。次に、他者は他者であるがゆえに、自らと同じ価値観を有しておらず、そこで対話は対立や葛藤に満ちたものとなるが、そこで批判と応答を通じて自らの価値観が問直される過程が重要である。さらに、その過程の中で他者への想像力が働くこととなれば、他者の窮状を見ていられないという感覚や、そこで自らの利害を超えた判断や行動をする主体性が生まれ、そこに「私事性」や「共同性」を越えた「公共性」の形成の可能性が開かれるものと考えられる。

このような「公共性」への「関係論アプローチ」はまだ十分なものではなく、今回得られた論点を今後深めて行くことが課題となる。主な課題は、4点にまとめられる。第1に、「共同性」と「公共性」の関係についての言語論的な解釈である。今回取りあげたアレントの「公共性」論、「ニーズ解釈の政治」、センの「自由」論をつなぐのは言語論的な関係である。他者の「他者性」を認め、他者への批判と応答を繰り返し、他者の状況へと想像力を働かせることは、言語によって定礎されている。つまり「公共性」は、言語という「共同性」を根拠とし、かつそれによって制約されるものとなっているのである。このような言語論的な観点をもって「共同性」と「公共性」の関係を考えていくことが必要である⁷¹⁾。

第2に、「権利論アプローチ」と「関係論アプローチ」の関係についてである。今回は「権利論アプローチ」と「関係論アプローチ」を対比させて論じたが、両者は本来対立するものではない。他者との関係を権利概念の中に位置付けることで、「権利論アプローチ」の可能性が開かれることとなる⁷²⁾。これに伴い、従来の「権利論アプローチ」に基づいて解釈されてきた、住民運動や教育運動、さらには市民活動といった様々な社会活動を「関係論アプローチ」によって見直して行く作業も必要となる。社会活動の中で、他者との関係性に基づく「公共性」が具体的にはどのように立ち上がって来たのかを見直す

ことにより、それぞれのアプローチの妥当性が検証できる。

第3に、主体像の問い直しが挙げられる。本論文で提起された主体像は、従来の、権利を保有する存在としての主体像や、市場的關係で想定されるような合理的な主体像と異なり、他者との相互關係を基盤とした新たな主体像を示すものである。ここから他者への見返りを持たない主体、他者への「贈与」を行う主体といった像が立ち上がってくることも推測される。この主体像についてさらに検討を深めていく必要がある。

第4に、IVで示したように、社会活動へと参加する「自由」を保障していくことは、「公共性」を担保する条件として重要なものであるが、その保障の中には政治・経済的な保障だけでなく、教育的な働きかけも含まれると考えられる。これは、社会活動に「参加」するための「構成的」自由という観点から社会教育の意義を論じて行く可能性を示すものである。本論文ではこの論点を十分深めることができなかつたので今後の課題としたい。

注

- 1) 本論文では、住民運動や社会運動、市民活動などのさまざまな社会的な活動を総称して社会活動と呼ぶ。
- 2) 似田貝香門「開発政策＝計画と住民運動—住民運動の提起している諸問題—」松原治郎・似田貝香門編『住民運動の論理—運動の展開過程・課題と展望—』学陽書房、1976、pp.237-238。
- 3) 藤岡貞彦『教育の計画化—教育計画論研究序説—』総合労働研究所、1977、pp.120-121。
- 4) この点については、井上達夫『他者への自由—公共性の哲学としてのリベラリズム—』創文社、1999、及び、大澤真幸『〈自由〉の条件』講談社、2008、参照。
- 5) Arendt, H. 『人間の条件』[*The Human Condition*, The University of Chicago Press, 1958]志水速雄訳、筑摩書房、1994、p.75-79。
- 6) *Ibid.*, p.321。
- 7) *Ibid.*, p.65。
- 8) *Ibid.*, pp.85-86。
- 9) アレントの「公共性」論における他者の位置付けについては、小野紀明『政治理論の現在—思想史と理論のあいだ—』世界思想社、2005、pp.125-146、参照。
- 10) Arendt, H. 『人間の条件』*op.cit.*, p.64。
- 11) *Ibid.*, p.71。
- 12) *Ibid.*, p.64。
- 13) Arendt, H. 『革命について』[*On Revolution*, Penguin Books, 1963]志水速雄訳、筑摩書房、1995、

p.43。

- 14) *Ibid.*, p.112。
- 15) Arendt, H. 『過去と未来の間—政治思想への8試論—』[*Between Past and Future: Eight Exercises in Political Thought*, Penguin Books USA Inc., 1968]引田隆也・齋藤純一訳、みすず書房、1994、p.200。
- 16) Arendt, H., Ludz, U. ed. 『政治とは何か』[*Was ist Politik?: Fragmente aus dem Nachlaß*, Piper Verlag GmbH, 1993]佐藤和夫訳、岩波書店、2004、p.6。
- 17) Arendt, H. 『人間の条件』*op.cit.*, p.206。
- 18) Arendt, H. 『革命について』*op.cit.*, pp.367-368, p.426。
- 19) 齋藤純一『公共性』岩波書店、2000、p.55。
- 20) 市野川容孝『社会』岩波書店、2006、p.238。
- 21) これについては統治の様式自体の変化が指摘されることもある。渋谷望『魂の労働—ネオリベラリズムの権力論—』青土社、2003、参照。
- 22) これについては、田崎英明『無能な者たちの共同体』未来社、2007、参照。
- 23) 齋藤純一『政治と複数性—民主的な公共性に向けて—』岩波書店、2008、p.106。
- 24) Fraser, N. *Unruly Practices: Power, Discourse and Gender in Contemporary Social Theory*, Cambridge University Press, 1989, p.185。
- 25) Arendt, H. 『革命について』*op.cit.*, p.441-442。
- 26) 仲正昌樹『「自由」は定義できるか』バジリコ株式会社、2007、p.220。
- 27) このような議論は、市民間の自由なコミュニケーションが「市民文化」を構成するという点を重視し、啓蒙的な社会教育の存在を否定するに至った松下圭一の議論とも重なり合う。松下は理論の展開の中で、「参加」の問題を論じなくなるが、これは「市民の自由な文化活動」が一定の層の中で営まれることを想定するようになったからであるとも考えられる。松下の議論については、荻野亮吾「市民社会における社会教育の役割に関する考察—『社会教育の終焉』論の再検討—」『東京大学教育学部研究科紀要』第47巻、2007、pp.23-32、参照。
- 28) 武川正吾「社会福祉と社会政策」井上俊他編『社会構想の社会学』岩波書店、1996、p.37。
- 29) Fraser, N., *op.cit.*, p.163。
- 30) *Ibid.*, p.164。
- 31) *Ibid.*, p.181。

- 32) Ignatieff, M. 『人権の政治学』 [*Human Rights as Politics and Idolatry*, Princeton University Press, 2001] 添谷育志・金田耕一訳, 風行社, 2006, p.58.
- 33) Minow, M. *Making All the Difference: Inclusion, Exclusion, and American Law*, Cornell University Press, 1990.
- 34) Ignatieff, M. 『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』 [*The Needs of Strangers*, Sheil Land Associates Ltd., 1984] 添谷育志・金田耕一訳, 風行社, 1999, p.5.
- 35) *Ibid.*, pp.15-16.
- 36) 齋藤純一 『政治と複数性』 *op.cit.*, p.112.
- 37) 武川正吾 『連帯と承認—グローバル化と個人化のなかの福祉国家—』 東京大学出版会, 2007, p.51.
- 38) Ignatieff, M. 『ニーズ・オブ・ストレンジャーズ』 *op.cit.*, p.20.
- 39) *Ibid.*, p.21.
- 40) *Ibid.*, p.26.
- 41) Fraser, N. 『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察—』 [*Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*, Routledge, 1997] 仲正昌樹監訳, 御茶の水書房, 2003, p.20.
- 42) *Ibid.*, pp.22-24.
- 43) *Ibid.*, pp.24-25.
- 44) *Ibid.*, p.26.
- 45) Young, I. M. *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press, 1990, pp.33-38.
- 46) Fraser, N. 『中断された正義』 *op.cit.*, pp.293-294.
- 47) Young, I. M., *op.cit.*, pp.48-63.
- 48) Fraser, N. 『中断された正義』 *op.cit.*, pp.303-304.
- 49) Young, I. M. "Unruly Categories : A Critique of Nancy Fraser's Dual System Theory," *New Left Review*, No.222, 1997, pp.156-158.
- 50) Fraser, N. *Unruly Practices*, *op.cit.*, p.164.
- 51) Elster, J. "Sour Grapes : Utilitarianism and the Genesis of Wants," in Sen, A. and Williams, B. eds. *Utilitarianism and Beyond*, Cambridge University Press, 1982, pp.219-238.
- 52) 若松良樹 『センの正義論—効用と権利の間で—』 勁草書房, 2004, pp.39-41.
- 53) Sen, A. 『合理的な愚か者—経済学=倫理的探究—』 [*Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell, 1982] 大庭健・川本隆史訳, 勁草書房, 1989, pp.225-251.
- 54) *Ibid.*, p.252.
- 55) *Ibid.*, p.253.
- 56) Sen, A. 『不平等の再検討—潜在能力と自由—』 [*Inequality Reexamined*, Oxford University Press, 1992] 池本幸生・野上裕也・佐藤仁訳, 岩波書店, 1999, p.59-60.
- 57) *Ibid.*, p.70
- 58) 川本隆史 『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ—』 創文社, 1995, p.88.
- 59) Sen, A. 『不平等の再検討』 *op.cit.*, pp.60-61.
- 60) Sen, A. 『自由と経済開発』 [*Development as Freedom*, Oxford University Press, 1999] 石塚雅彦訳, 日本経済新聞社, 2000, p.167.
- 61) *Ibid.*, p.174.
- 62) この側面を見ると、センの「構成的」自由とは、井上達夫の「人格構成価値」に極めて近い概念である。井上は『『善く生きるとはどういうことか』という問いの解答に関わる価値』を「人格完成価値」, 「かかる問いを発し追究しうる道徳的人格の可能条件に関わる価値」を「人格構成価値」と呼び、双方の価値の区別を主張する。井上達夫, *op.cit.*, p.106.
- 63) Sen, A. 『不平等の再検討』 *op.cit.*, p.85.
- 64) *Ibid.*, pp.85-86.
- 65) Sen, A. 「社会的コミットメントとしての個人の自由」 ["Individual Freedom as a Social Commitment," *The New York Review of Books*, June-14, 1990] 川本隆史訳, 『みすず』 第358号, 1991, pp.68-87.
- 66) 桂木隆夫 『市場経済の哲学』 創文社, 1995, p.146.
- 67) Sen, A. 『不平等の再検討』 *op.cit.*, p.90.
- 68) *Ibid.*, p.106.
- 69) 桂木隆夫, *op.cit.*, p.147.
- 70) この点についてはセンが、「共感」と区別して、非利己主義的な「コミットメント」を位置付けていることも参考となる。Sen, A. 『合理的な愚か者』 *op.cit.*, pp.133-138.
- 71) この点については、牧野篤『〈わたし〉の再構築と社会・生涯教育—グローバル化・少子高齢社会そして大学—』 大学教育出版, 2004, pp.140-267, 参照。
- 72) 例えば、このようなアプローチを示すものとして、大江洋 『関係の権利論—子どもの権利から権利の再構成へ—』 勁草書房, 2004, 参照。